

特別障害者手当の認定請求について

特別障害者手当は、在宅の障がい者の方で、著しく重度の障がいにより日常生活において常時特別介護が必要な方に支給する手当です。

【必要なもの】

1. 認定診断書（必要としない場合もあります）
2. 障がい者本人名義の預金通帳
3. 年金証書等の写し（年金を受給している方）
4. 現在お持ちの障害者手帳
5. 戸籍謄本（受給者と扶養義務者が別世帯の場合のみ）
6. マイナンバーのわかるもの 及び 本人確認書類となるもの（※下記参照）

※①～③のいずれかをお持ちください

- ① 個人番号カード（※本人確認書類は必要ありません）
- ② 通知カード + 本人確認書類となるもの
- ③ 住民票（番号付き） + 本人確認書類となるもの

★本人確認書類となるもの

以下より1点 （顔写真付の官公署発行のもの）	以下より2点 （左記の1点確認以外のもの）
運転免許証 パスポート 身体障害者手帳 療育手帳、 精神障害者手帳 等	国民健康保険被保険者証 後期高齢者被保険者証 社会保険被保険者証 介護保険被保険者証 年金手帳 年金証書 等

※代理申請の場合（別世帯の方の場合）

【必要なもの】

1. 委任状
※特に形式はありませんが市役所に様式がありますので、必要な方はお申し出ください。
2. 代理者の本人確認書類となるもの
※個人番号の「★本人確認書類となるもの」を参照してください。

※本人と同一世帯の方の代理申請の場合、委任状は必要ありません。

特別障害者手当の概要

手当の額	月額27,350円（令和2年4月より）
支給方法	2月、5月、8月、11月に、支払月の前3ヵ月分を障がい者の方の指定された金融機関の口座に振り込みます。
支給期間	認定請求をされた月の翌月分から開始し、資格が喪失する日の属する月分まで支給します。
所得制限	障がい者の方、又はその方と生計を同一にしている配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定限度以上ですと、一年間支給が停止されます。なお、所得調査及び現況調査は毎年8～9月に実施されます。

★支給が受けられる障害の程度は

次のような障がいがある場合、又はそれと同程度の著しく重度の障がいの状態にあることが必要です。

☆障がいの程度（別表第2）

1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障がいをもつもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつもの
4. 両下肢の機能に著しい障がいをもつもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをもつもの
6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7. 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（おおむね身体障害者手帳1、2級または療育手帳A1、A2程度の障害の重複または同等の障害にある方）

認定請求書を提出していただくと、市嘱託医の審査等を経て、およそ2～3週間程度で結果を郵送させていただきます。

【お問い合わせ】

各務原市福祉事務所 社会福祉課障がい福祉係
〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地
TEL 058 - 383 - 1126（直通）